

令和8年度宮崎県地域日本語教育体制整備事業（オンライン日本語講座）業務委託 仕様書

1 業務の目的

本県の外国人住民等に対して居住地等に関わらず日常生活に必要な日本語を学ぶことができる機会を提供することにより、県内の地域日本語教育体制の充実を図るとともに、日本語能力の向上により受講者の地域社会への参加が促進されることを目的とする。

2 業務の名称

令和8年度宮崎県地域日本語教育体制整備事業（オンライン日本語講座）業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 業務委託の内容

(1) オンライン日本語講座

下記のアからケまでにより、オンライン日本語講座を実施する。

ア 受講対象者

宮崎県内の外国人住民等で、日常生活に必要な日本語の習得を希望する者

イ 実施方法

Web 会議システム（Zoom 等）を用いてオンラインで実施する。

ウ 担当講師等

次のいずれかに該当する日本語教師を配置する。なお、生活者としての外国人に対する日本語教育について経験を有する者が望ましい。

- (ア) 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- (イ) 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を 26 単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- (ウ) 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- (エ) 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを 420 単位時間以上受講し、これを修了した者
- (オ) 日本語教育機関認定法に基づき、登録日本語教員の登録を受けた者

エ 使用教材

「いろいろ 生活の日本語」入門、初級 1、初級 2（独立行政法人国際交流基金）

オ コース設定

次の全6コースを設定する。

	時期 (※1)	レベル (※2)	時間帯 (※3)	授業時間・回数等
1	前期	入門	午前又は午後	90分×30回(※4) 週2回程度を想定(※5)
2		初級1	夜間	
3		初級2	夜間	
4	後期	入門	午前又は午後	
5		初級1	午前又は午後	
6		初級2	夜間	

(※1) 時期の設定は、次のとおり。

前期：令和8年6月から令和8年10月頃まで

後期：令和8年10月から令和9年2月頃まで

(※2) 各レベルの対象者等は、次のとおり。

レベル	対象者	(参考) 日本語教育の参照枠
入門	初めて日本語を学ぶ方	(A1) <ul style="list-style-type: none"> 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。 自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人情報について、質問をしたり、答えたりできる。 もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。
初級1	日本語を少し学んだことがある方	(A2) <ul style="list-style-type: none"> ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。 簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。 自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。
初級2		

(※3) 時間帯の設定は、次のとおり。

午前：8時から正午まで

午後：13時から17時まで

夜間：19時から22時まで

(※4) 所定の回数以外に、必要に応じてオリエンテーション等を開催する。

(※5) 曜日の設定は任意とする。

カ 定員

各コースの定員は、10名以上とする。

キ カリキュラム

次の内容を盛り込み、受託者が企画提案する。

(ア) テキストごとにシラバスを作成する。なお、シラバス作成にあたっては、下記に留意する。

- ・ 本県での日常生活に必要な日本語を中心に学習できるものとする。

- ・ 全 30 回でテキストを終了する構成とする。
 - ・ 必要に応じて「いろいろ日本語オンラインコース」での自主学習を組み合わせるものとする。
- (イ) 各コースの開始時及び終了時に受講者の日本語能力を評価し、受講者に対してフィードバックを行う。

ク 受講者アンケート

講座の評価等のため、コース終了時又は受講者から辞退希望の申し出を受けたときに受講者アンケート実施する。なお、アンケート内容については、県との協議により決定する。

ケ その他

- ・ 受講者から受講料は徴収しない。
- ・ 各コースの開始時において定員に空きがある場合や、開始後に辞退者が出たことにより定員に空きが生じた場合には、受講者の追加受入れを可能とする。なお、追加して受け入れた者に対しては、それまでに実施した授業内容について可能な範囲でフォローを行う。
- ・ 受講者の欠席が継続する場合は、適宜受講者に連絡するなど状況把握に努める。

(2) 受講者募集等

- ・ 受講者募集のチラシを作成し、関係機関等を通じて周知・募集を実施する。
- ・ 受講希望者からの申込受付及び問合せ等に対応する。
- ・ 申込受付については、使用言語やアクセスの容易さに配慮する。
- ・ 申込受付に際しては、次の項目について情報収集を行う。
 - ①氏名 ②国籍 ③在留資格 ④使用言語 ⑤住所（市町村名） ⑥年代 ⑦情報入手経路

(3) 報告等

- ・ 各コース開始時に、受講予定者等を県に報告する。
- ・ 各コース終了後は、速やかに次の内容について報告書を作成し、県に提出する。
 - ①実施期間 ②講師 ③授業内容 ④受講者 ⑤受講者の出席状況
 - ⑥受講者の日本語能力評価結果 ⑦受講者アンケートの結果 ⑧所見 ⑨実施状況（写真等）

(4) その他

- ・ 県が実施する本業務以外の地域日本語教育に関する取組について、受講者への情報提供に積極的に協力するとともに、受託者の知見等を踏まえて改善の提案等を行う。
- ・ 上記(1)から(3)までのほか、本業務に必要な業務を実施する。

5 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 商工観光労働部 観光経済交流局 国際・経済交流課 国際企画・旅券担当

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、県と十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施に必要な人員体制を整備すること。

- (3) 授業に使用する資料を除いて、作成した資料・データの著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- (4) 本業務委託により受託者が作成した印刷物及びデータについて、県は受託者又は受託者以外の事業者へ委託し、版下の修正や再編集を行うことができるものとする。
- (5) 本業務を実施する中で業務の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者が協議を行い、仕様書等の内容を変更することができるものとする。
- (6) 本業務の実施にあたり発生した事故等については受託者の責任において対処するとともに、事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議を行い、決定するものとする。